

申告の時期になりました

■申告受付日程表

◆対象地区：宮原地区、河原・法道寺・高野道
 申告会場：氷川町公民館（旧宮原町中央公民館）1階 多目的ホール

収入の種類	受付日	受付時間	対象地区
①年金のみ、給与のみの人	2月15日(月)	9:00～11:30	町・桜ヶ丘
		13:30～16:00	新村・下宮
	2月16日(火)	9:00～11:30	早尾・有佐・原田
		13:30～16:00	梶・西上宮・宮園・立神・川上
	2月17日(水)	9:00～11:30	今・東上宮
		13:30～16:00	河原・法道寺・高野道
②農業・不動産・営業などの事業収入の人、①以外の収入がある人	2月18日(木)	9:00～11:30	早尾
		13:30～16:00	桜ヶ丘・原田
	2月19日(金)	9:00～11:30	梶・川上・宮園
		13:30～16:00	今・有佐
	2月22日(月)	9:00～11:30	立神
		13:30～16:00	東上宮・下宮
	2月23日(火)	9:00～11:30	西上宮・町
		13:30～16:00	新村
2月24日(水)	9:00～11:30	河原・法道寺・高野道	

◆対象地区：竜北地区（河原・法道寺・高野道を除く）
 申告会場：氷川町文化センター 1階 講堂

収入の種類	受付日	受付時間	対象地区
①年金のみ、給与のみの人	3月2日(水)	9:00～11:30	吉野地区・野津地区
		13:30～16:00	
	3月3日(木)	9:00～11:30	和鹿島地区
		13:30～16:00	
②農業・不動産・営業などの事業収入の人、①以外の収入がある人	3月4日(金)	9:00～11:30	北野津・立石
		13:30～16:00	
	3月7日(月)	9:00～11:30	高塚・迫
		13:30～16:00	
	3月8日(火)	9:00～11:30	中大野・笹尾
		13:30～16:00	
	3月9日(水)	9:00～11:30	南鹿野・西網道
		13:30～16:00	
	3月10日(木)	9:00～11:30	北鹿野・若洲
		13:30～16:00	
	3月11日(金)	9:00～11:30	東網道・中網道
13:30～16:00			
			上鹿島
			島地・沖塘
			柳の江・下鹿島

※日程と会場は、混雑防止のため地区で割り振りを行っておりますが、指定日にご都合が悪い場合は、他の日時にお越しただいても結構です。また、会場では受付順に申告相談を行います。書類不足や内容に不明な点などがあると時間がかかり、順番待ちの人にご迷惑をおかけすることになりますので、事前にご準備いただき、スムーズな申告相談の進行にご協力くださいますよう、よろしくお願いたします。なお、申告期間中は税務課窓口での申告受付は行っておりませんので、何とぞご了承願います。

平成27年分の所得税（復興特別所得税を含む）および平成28年度の個人住民税の申告時期になりました。この申告は、平成27年1月1日から12月31日までの所得について行うものです。

平成28年1月1日現在で氷川町内に住所のある人で、所得税の確定申告が済んでいない人、給与収入のみで年末調整をされていない人などは申告が必要となります。

申告に必要なもの

- ①確定申告書または住民税申告書、収支内訳書（事業収入のある人）
- ②印鑑
- ③源泉徴収票など、収入を証明できるもの（給与収入の人で源泉徴収していない事業所などに勤務されている場合は、雇用主から給与の支払証明書をもらってください）
- ④生命保険料控除証明書、社会保険料控除証明書など支払額が分かる書類（ただし、平成27年中に支払ったものに限りません）
- ⑤医療費控除がある人は、医療費の領収書（ただし、平成27年中に支払ったものに限りません）
- ⑥その他申告に必要な書類

税に関するお知らせ

国税庁ホームページで確定申告書などの作成コーナーを提供しています

コーナーヘルプデスク
 ☎0570-0115901

確定申告に関するお問い合わせは
 電話相談センター101番へ！

国税庁のホームページに掲載している「確定申告書等作成コーナー」では、画面案内に従って金額などを入力することにより、計算誤りのない所得税および復興特別所得税・消費税および地方消費税・贈与税の確定申告書などを作成することができます。

特に、給与所得者または年金所得者の人向けに、初めての人でも操作がしやすい申告書作成画面が新設されましたので、ぜひご利用ください。

作成した確定申告書などは、印刷して所轄税務署へ郵送などにより提出することができます。また、電子申告(e-Tax)により確定申告などを行うこともできます。

なお、e-Tax利用開始のための手続、e-Taxソフト、確定申告書等作成コーナーおよびその利用のためのパソコン操作などに関するお問い合わせに電話で対応する専用窓口(税務相談などを除く)を設置しております。

問 e-Tax作成

熊本国税局では平成28年1月18日(月)から3月15日(火)までの期間、「確定申告電話相談センター」を開設し、所得税および復興特別所得税・消費税および地方消費税・贈与税の確定申告に関するご相談などに電話でお答えしております。

八代税務署の代表電話にお掛けいただくと、自動音声案内によりご案内しますので「0」番を選択し、用件をお話しください。申告会場や受付時間などの問い合わせにはオペレーターがお答えするほか、お問い合わせの内容などにより、電話を転送し、職員などがお答えいたします。

なお、時間帯によっては、電話がつながりにくい場合や少々お待ちいただく場合がありますので、あらかじめご了承ください。よろしくお願いいたします。

問 八代税務署
 ☎32-3141(代表)

公的年金などの収入金額が400万円以下で、かつ、公的年金などに係る雑所得以外の所得金額が20万円以下である場合でも、医療費控除や生命保険料などの控除により所得税の還付申告をする人は、確定申告が必要になります。

また、住民税にも影響しますのでご注意ください。

※ご不明な場合は、税務課までお問い合わせください。

